

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）は、長期継続的なモニタリングの実施を締約国に対して義務づけており、我が国においては、平成14年度より現在POPs条約の対象となっている12物質群のうち10物質群（ダイオキシン類は別途調査）について、国内及びアジア・太平洋地域のモニタリング調査を実施している。

このPOPs条約では、平成21年5月に開催される締約国会議において新規POPsの追加の検討が予定されており、最大で11の物質群が新たに追加される見通しである。このため条約に対応し、平成21年度以降は、既存のPOPsに加え、これら新規POPsについても国内及びアジア・太平洋地域のモニタリングを実施し、環境中の存在状況の経年変化を把握する。

2. 事業計画

	21年度以降
POPs汚染実態解析調査（新規POPsを含む）	
1) 全国モニタリングの実施	→
2) アジア・太平洋地域のモニタリングの実施及び多国間協力	→

3. 施策の効果

新規POPsについて、環境中の存在状況の監視及び条約の有効性評価に資する基礎データを取得・発信し、率先して取り組むことにより、POPs条約の国際的な履行の一層の推進を図りつつ、POPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。

4. 備考 調査費 413百万円

(内訳) 全国モニタリングの実施 334百万円

アジア・太平洋地域のモニタリングの実施及び多国間協力

79百万円

新規POPsのモニタリングの対応について

現行のPOPsモニタリング調査 対象物質 (10物質群)

アルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、ディルドリン、DDT、クロルデン、PCB、トキサフェン、マイレックス

平成21年5月(予定) 第4回 締約国会議(COP4)

新規POPs対象物質の追加 第1回有効性評価

追加予定の新規POPs (11物質群)

α -HCH、 β -HCH、クロルデコン、エンドスルファン、ヘキサブロモビフェニル、リンデン、オクタブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ペンタクロロベンゼン、PFOS・PFOSE、短鎖塩素化パラフィン、

平成21年度～ 新規POPsを含めたPOPsモニタリング調査の実施